

一般社団法人 日本保険外事業者協会

会 員 規 程

JOIBA サービス会員規程

第1版

2020年4月1日

一般社団法人 日本保険外事業者協会 JOIBA サービス 会員規程

第一章 総則

第1条（目的）

この会員規程(以下「本規程」)は、一般社団法人日本保険外事業者協会 JOIBA サービス（以下「当協会」)定款の規定に基づき、当協会の会員(以下「会員」)に関し、必要な事項を定め、また会員の心得・規範を明確にし、会員の地位の安定並びに当協会の安定的な運営の確保を目的とする。

第2条（本規程の適用）

本規程は、当協会の全ての会員に適用し、当協会は本規程の下、運営管理を行う。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規程の一部を構成する。

第3条（会員の種別）

当協会の会員は、次の各号のいずれかに該当する個人・法人等とする。

- ① 正会員（個人会員） 当協会の目的に賛同して入会した個人
- ② 正会員（法人会員） 当協会の目的に賛同して入会した法人及び団体
- ③ 副会員（法人会員） 正会員の本店、支店、営業所等で当協会の目的に賛同して入会した法人
- ④ 賛助会員 当協会の目的に賛同し賛助を目的にイベント参加する個人・法人等

第二章 入会申込等

第4条（入会申込及び基準）

1. 会員になろうとする個人、法人及び団体は、当協会が定める入会申込手続を行い、当協会が定める入会金、年会費等（以下「会費等」）を支払う。
2. 当協会は所定の入会基準に基づき、入会の可否を決定し、これを通知する。

第5条（会員資格有効期間）

1. 会員資格有効期間（以下「有効期間」）の起算日は、当協会が入会を承認し、初回の会費等の払込があった日とし、その期間は、起算日から1年間とする。
2. 会員は、前項の有効期間満了毎に更新するか否かを当協会に通知するものとし、更新する場合は期間満了日までに当協会所定の年会費等を支払う。

第6条（入会金・年会費及び特典）

1. 会員は、次に掲げる会費等を当協会の指定する方法により支払う。

- ① 正会員（個人会員） 1口 入会金 50,000円 年会費 60,000円
- ② 正会員（法人会員） 1口 入会金 100,000円 年会費 120,000円
- ③ 副会員（法人会員） 1口 入会金 30,000円 年会費 120,000円
- ④ 賛助会員（個人会員） 1口 入会金 なし イベント協賛費 30,000円
- ⑤ 賛助会員（法人会員） 1口 入会金 なし イベント協賛費 50,000円

2. 会員は、各種イベント・セミナーへの参加・出店の優待、業務連携システム利用等の特典を受けることができる。特典の詳細に関しては別途当協会がこれを定める。

第三章 変更・禁止行為等

第7条（変更手続）

1. 会員は、その氏名（法人等の場合はその商号）、住所（本店）、電話番号、メールアドレス等に変更があったときは遅滞なくその旨を当協会に通知する。
2. 前項の規定に係わらず、会員が当該通知を怠った場合、そのことに起因する会員の不利益に関しては、当協会は一切その責を負わない。
3. 会員が、当協会を退会・休会しようとするときは、当協会が定める退会・休会届及び誓約書を、当協会会長宛に提出する。

第8条（禁止行為）

会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。なお、会員が本条項に反した行為を行った場合、当協会は、直ちに当該会員資格を停止させ、損害が発生した場合、被った損害の賠償を当該会員に請求することができる。

- ① 当協会の承諾無しに自己又は第三者の利得に資する目的で行う不正行為、虚偽の報告、その他当協会の信用の失墜をきたすような背信行為
- ② 当協会又はその関係者の財産、プライバシーを侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為、又は誹謗中傷し、名誉を傷つける行為
- ③ 本規程又は法令に違反し、もしくは違反する恐れのある行為

2. 前項の規定により、当該会員資格の停止が確定した場合、当該会員は資格停止による不利益について当協会に対して一切請求できない。

第四章 秘密情報等

第9条（秘密情報等）

1. 本規程の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」）とする。
2. 秘密情報とは、会員及び当協会（以下「各当事者」）が、相手方から提供された情報及び本規程に関連する情報、並びにその関係者に関する情報のうち、会社登記、決算、確定申告

に関する情報をいう。

3. 個人情報とは、会員及び当協会（以下「各当事者」）が、相手方から提供された情報及び本規程に関連する情報、並びにその関係者に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

第 10 条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

各当事者は、秘密情報等について、厳密に秘密を保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、又、本規程の目的以外に使用しないものとする。

第 11 条（個人情報の取扱い）

当協会は、会員の個人情報を次の各号の目的で利用する。

- ① 行政機関、地方自治体、地域包括支援センターを含む介護保険適用事業所及び、当協会員、サービス提供要請の有る住民に対し会員の提供するサービス内容を説明するため
- ② 各種手続き、会員からの問い合わせ、連絡、要望その他の対応のため
- ③ 当協会のサービス、関連サービス又それらに関するお知らせをメール等により送付するため
- ④ その他会員から同意を得た目的の範囲内における利用のため

第 12 条（知的財産権の取扱い）

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報は会員には移転しない。

第 13 条（商号及び商標等の利用）当協会の商号及び商標等を自己又は第三者の為に利用する場合は、事前に当協会の承認を得ることを要する。

第 14 条（免責）

1. 当協会が提供するデータ等および第三者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。
2. 当協会は、本サービスの利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じた紛争等に起因する損害を含みます）および本サービスを利用できなかったことにより発生した

会員または第三者の損害に対し、いかなる責任も負いません。

3. 当協会は、会員同士の活動その他のやり取りに一切関知しません。会員同士の間で何らかの紛争が発生した場合、全て当事者間で解決するものとし、当社は一切の責を負わないものとしします。
4. 会員の行為が法令違反や第三者の権利侵害等にあたる場合は、民事・刑事責任に問われる場合があります。会員は本サービスにおける活動その他、自らの行為に一切の責任を負うものとし、会員が法律または本規約等に従わない場合は、権利、その他一切の手續等から当協会を免責するものとしします。
5. 会員が本サービス上に各種情報を掲載する場合は、全て会員自らの責任で行なうものとし、当該掲載によって何らかのクレーム・請求その他トラブルが生じた場合は、会員自らで解決し、当社は一切免責されるものとしします。
6. 当社は、本サービス提供のためのコンピューターシステムの障害等による電子メールの遅配、未配、及びそれ以外のいかなる原因に基づき生じた損害について賠償する義務を一切負わないものとしします。
7. 当社は、会員が使用するコンピュータ、回線、ソフトウェア等の環境等に基づき生じた損害について、賠償する義務を一切負わないものとしします。
8. 当社は、本サービスの停止又は中止、サービス内容の変更によって受ける損害について、賠償する義務を一切負わないものとしします。
9. 当社は、本サービス及び第三者のウェブサイトからのダウンロードやコンピューターウイルス感染等により発生した、コンピュータ、回線、ソフトウェア等の損害について、賠償する義務を一切負わないものとしします。
10. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらず、会員の個人認証情報が流出し、第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、一切責任を負いません。

第5章 改正等その他

第15条(規程の改正)

本規程は、当協会の円滑な運営実施のため、必要と認める場合、当協会の 理事会の決議により改正することができ、その場合、当協会 HP への掲載その他の方法により通知した時点からその効力を生ずる。

第16条(合意管轄)

本規程に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合 意管轄裁判所とする。

附則 本規程は、令和2年4月27日に制定され同日施行する。

